

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）平成30年度第1四半期分

整理 番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	油圧シリンダー（平野工場）買入	019産業用機器	平野工場	(株)福島製作所	1,036,800	平成30年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	じん芥クレーンバケット（西淀工場）買入	019産業用機器	西淀工場	(株)福島製作所	20,520,000	平成30年6月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか21点（舞洲工場）買入	019産業用機器	舞洲工場	日立造船(株)	68,547,600	平成30年6月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	給電ケーブル（平野工場）買入	019産業用機器	平野工場	富士ホイスト工業(株)	1,836,000	平成30年6月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	A Oモジュールほか1点（西淀工場）買入	019産業用機器	西淀工場	富士電機（株）	1,647,000	平成30年6月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	ロードセルほか3点買入	019産業用機器	舞洲工場	富士ホイスト工業(株)	1,134,000	平成30年6月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

油圧シリンダー（平野工場）買入

### 2 契約の相手方

（株）福島製作所

### 3 随意契約理由

#### (1)製品指定理由

今回購入する予定の油圧シリンダーは、（株）福島製作所の灰クレーンバケット部品であり、当該会社独自の設計技術により製作されたものである。従って、本製品の詳細寸法及び設計条件の関係上、他社においては製作不可能であるため、（株）福島製作所製の製品を指定するものである。

#### (2)業者選定理由

油圧シリンダーは（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場  
（電話番号 06-6707-3753）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

じん芥クレーンバケット（西淀工場）買入

### 2 契約の相手方

（株） 福島製作所

### 3 随意契約理由

#### （1） 製品指定理由

今回買入するじん芥クレーンバケットは、一般廃棄物の処理において焼却炉にごみを供給するためのもので（株）福島製作所で製作され、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。したがって、本製品の詳細な寸法および関連機構との関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作が不可能であるため、（株）福島製作所の製品を指定するものである。

#### （2） 業者選定理由

本製品は、（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、（株）福島製作所と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

西淀工場 （電話番号 06-6472-3000）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか21点（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

日立造船株式会社

### 3 随意契約理由

#### (1) 機種選定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル1ほか21点は、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

#### (2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場  
(電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

給電ケーブル（平野工場）買入

### 2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

### 3 随意契約理由

#### (1)製品指定理由

今回購入する予定の給電ケーブルは、富士ホイスト工業（株）のじん芥クレーン部品であり、当該会社独自の設計技術により製作されたものである。従って、本製品の詳細寸法及び設計条件の関係上、他社においては製作不可能であるため、富士ホイスト工業（株）の製品を指定するものである。

#### (2)業者選定理由

じん芥クレーン給電ケーブルは、富士ホイスト工業（株）のみが直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場  
(電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

AO モジュールほか 1 点（西淀工場）買入

### 2 契約の相手方

富士電機（株）

### 3 随意契約理由

#### 1) 製品指定理由

今回買入する AO モジュールほか 1 点は富士電機（株）において独自の技術により設計・施工された電子計算機設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため富士電機（株）の製品を指定する。

#### 2) 業者選定理由

本部品は、富士電機（株）のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機（株）と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場  
(電話番号 06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

ロードセルほか3点買入

### 2. 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

### 3. 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回購入する製品は、当工場の灰クレーン設備で使用している、富士ホイスト工業（株）製クレーンの専用部品であり、仕様・形状寸法・材質及び品質保証の関係から、富士ホイスト工業（株）製品のみ取付けが可能です。

#### 業者選定理由

今回購入する製品は、富士ホイスト工業（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、富士ホイスト工業（株）と随意契約を行う。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合  
舞洲工場（電話番号06-6463-4153）